

介護保険のサービス切り捨てに反対する意見書

現在、社会保障審議会では来年の通常国会に提出することを目指して、介護保険制度の見直しが検討されているが、8月末、厚生労働省が示した論点の基調は「給付削減と負担増」であり、被保険者の中でもとりわけ「軽度者」（要支援1・2、要介護1・2）の切り捨てと在宅サービスを削減する方向が際立っている。

このような「見直し」の検討は、介護保険制度の根幹を揺るがし、高齢者の尊厳ある生活を破壊するだけでなく、介護離職など、現役世代にも深刻な影響を及ぼすもので、現在、国民の多くが将来に不安を感じている。政府に最も望む施策が社会保障制度の充実であることは各種世論調査の結果からも明らかである。ケアプランは利用者がどのようなサービスをどの程度の回数で受けるかを定める計画である。その作成を有料化することは、介護保険を利用しようとする人には大きなハードルとなってしまう。特に所得の少ない人にとっては死活問題である。

既に要支援1・2の人の訪問・通所介護は介護給付の対象外にされ、市区町村が実施する「総合事業」に移行されている。国が直接責任を持たなくなったことで、専門職によるサービスを無資格者に置きかえたり、そもそも担い手となる事業者がいなかったりするなど矛盾が次々と噴出しているのが介護現場の実態である。そんな中で、要介護1・2の生活援助まで介護給付から外し「総合事業」に移すことは無謀と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 要介護1・2の認定者への介護給付を「総合事業」に移さないこと。
- 2 認定に当たっては個別の状況や生活実態を把握することなく、「軽度者」と判定することをやめること。
- 3 ケアマネジメントの10割給付を維持すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司